

## 質問書に対する回答書

令和8年4月28日

工 事 名	防災行政無線施設（固定系）更新工事	
工 事 場 所	大竹市一円	
	質 問 内 容	回 答
1.	<p>「仕様書・契約条項等確認書」 1（12）</p> <p>上記にて「契約保証提供期限として、落札決定の翌日から起算して5日以内」とあります。弊社では、契約保証の提供は履行保証保険契約による対応を予定していますが、保険契約日・契約期間開始日は、落札決定の翌日から起算して5日以内の「任意の日付」でよいでしょうか。</p>	<p>5営業日以内の任意の日付で構いません。</p>
2.	<p>「公告文」 1発注内容等 工期</p> <p>「令和9年3月31日まで」とあります。そもそも世界的な半導体及びメモリ不足の状況、加えて中東事案から発生した世界的なプラスチック系・塗装原材料系等の著しい不足懸念の状況にあります。そのため、機器調達・材料調達ともに想定以上の期間が必要となっており、現在の工期遵守は困難と考えます。こうした背景から工期延伸については協議可能と認識して宜しいですか。</p>	<p>工期内に工事完了するものとして設計しています。天災等受注者の責に問えない事象が起きた場合には、協議してください。</p>

<p>3. 「公告文」 2入札参加資格 (9)配置予定技術者 ウ 経験</p> <p>「16QAM 又は QPSK デジタル方式固定系防災無線工事」とあります。ここで求められている経験は、16QAM 又は QPSK デジタル方式の施工・管理経験と解釈しています。そのため、類似工事である「QPSK デジタル方式消防無線工事」も実務経験として可能と解釈しています。宜しいですか。</p>	<p>「QPSKデジタル方式消防無線工事」も実務経験と認めます。</p>
<p>4. 「特記仕様書」 第3章 施工条件 第1現場の引渡 1~2</p> <p>既設 16QAM デジタル方式は導入後 15 年以上を経過し、既に製造メーカー保守も対応不可と認識しています。また既設 J-ALERT 設備についても導入後一定程度の期間が経過していると認識しています。そのため、本項目で意図する内容は、「対応可能な範囲で保守を行う事」と認識しておりますが宜しいですか。</p>	<p>特記仕様書のとおり、安定的な運用を行ってください。</p>
<p>5. 「配置予定技術者の資格・工事経験調書」</p> <p>経験年数は配置予定技術者、担当技術者が主任技術者・監理技術者になってからの経験年数を記載すればよろしいでしょうか。</p>	<p>主任・監理を問わず、技術者としての経験年数を記載してください。</p>
<p>6. 「配置予定技術者の資格・工事経験調書」</p> <p>配置予定技術者は監理技術者の予定にしておりますが、その場合、「ウ 監理技術者証の写し」を添付すれば、イについては添付不要と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>添付不要です。</p>

<p>7. 特記仕様書 P2-9 第2編 第3章 機器仕様 第5 無線送受信装置 (1)機能(2)</p> <p>特記仕様書 P3-2 第3編 第3章 機器仕様 第1 無線送受信装置(アプローチ波用) 1 機能(2)</p> <p>特記仕様書 P3-3 第3編 第3章 機器仕様 第1 無線送受信装置(サービス波用) 1 機能(2)</p> <p>「固定減衰器の挿入による送信出力の変更は不可とする」とありますが、送信出力変更固定減衰器の挿入による送信出力変更対応は電波法で認められているため、この方法での実現でよろしいでしょうか。</p>	<p>無線送受信装置の送信出力を変更時に、容易に設定ができる方法であれば構いません。</p> <p>ただし、無線送受信装置の受信系統に固定減衰器の挿入による受信入力電圧の低下等による影響がないことを必須の条件とします。</p>
<p>8. 特記仕様書 P4-4 第4編 第3章 機器仕様 第4 外部接続箱 (D-B型) 2 仕様</p> <p>特記仕様書 P5-4 第5編 第3章 機器仕様 第4 外部接続箱 (D-B型) 2 仕様</p> <p>特記仕様書 P6-5 第6編 第3章 機器仕様 第5 外部接続箱 (D-A型) 2 仕様</p> <p>特記仕様書 P6-6 第6編 第3章 機器仕様 第5 外部接続箱 (D-B型) 2 仕様</p> <p>「自動復帰型ブレーカとの筐体共用は不可とする」とありますが、各メーカーで装置構成は異なるため、各メーカーの装置構成による装置納入でよろしいでしょうか。</p>	<p>「外部接続箱」と「自動復帰ブレーカ」が別筐体となっていれば構いません。</p>
<p>9. 特記仕様書 P4-4 第4編 第3章 機器仕様 第5 自動復帰型ブレーカ 2 その他(2)</p> <p>特記仕様書 P5-5 第5編 第3章 機器仕様 第5 自動復帰型ブレーカ 2 その他(2)</p> <p>特記仕様書 P6-6 第5編 第3章 機器</p>	<p>「外部接続箱」と「自動復帰ブレーカ」が別筐体となっていれば構いません。</p>

<p>仕様 第5 自動復帰型ブレーカ (A型) 2 その他(2)</p> <p>「外部接続箱との筐体共用は不可とする」とありますが、各メーカーで装置構成は異なるため、各メーカーの装置構成による装置納入でよろしいでしょうか。</p>	
<p>10. 公告文 3 ページ 2 入札参加資格 (9) 配置技術者 ウ 経験</p> <p>「主任技術者等又は担当技術者が、平成28年度以降に完了した16QAM又はQP SKデジタル方式固定系防災無線工事において、監理技術者又は主任技術者としての実務経験を有していること。」とあります。</p> <p>技術要件の経験を、以下の通りの変更をお認めいただけますでしょうか。</p> <p>「主任技術者等又は担当技術者が、平成28年度以降に完了した16QAM又はQP SKデジタル方式固定系防災無線工事において、監理技術者又は主任技術者又は担当技術者としての実務経験を有していること。」</p>	<p>技術要件については変更しません。</p>
<p>11. 特記仕様書 P1-9 第1編 第9章 設計 第5 塗装 1</p> <p>「工場製作する機器（購入品を含む。）のうち、屋外に設置する機器については、装柱する鋼管組柱と色調を合わせること。」とありますが、積算に影響するため対象装置と対象数量及び環境色種別がわかる資料の提供をお願いします。</p>	<p>屋外拡声子局用鋼管組柱4本（更新3本、既設1本）を環境色とします。その他については、仕様書に基づいて設計を行って下さい。</p>
<p>12. 特記仕様書 P2-2 第2編 第3章 機器仕様</p> <p>「新型 J-ALERT 設備からの起動信号を受信し、速やかに緊急放送の通報等ができること。</p> <p>また、機器の障害が発生した場合には、障害通報装置により、Eメール等で市役</p>	<p>特記仕様書のとおり、Eメール等で、市役所担当者及び保守業者等へ直接通知できる機能とします。</p>

<p>所担当者及び保守業者等への各種通知が直接できること。」については、各メーカーが保有している通知ができればよろしいでしょうか。</p>	
<p>13. 特記仕様書 P2-3 第2編 第3章 機器仕様 第1 操作卓 1 操作部(7)</p> <p>「試験(保守)モード又は訓練モードは、カウントダウン等により、一定時間で自動的に運用モードに戻ることに」についてですが、カウントダウン表示については、ご要求の機能仕様を満足することを条件に、各メーカーの装置構成による装置納入をお認め願います。</p>	<p>特記仕様書に記載のとおり、試験(保守)モード又は訓練モードは、一定時間後に自動的に運用モードに戻り、そのモードの状態表示については、各メーカーでの方法で実現できれば構いません。</p>
<p>14. 特記仕様書 P2-3 第2編 第3章 機器仕様 第1 操作卓 1 操作部(8)</p> <p>「周囲の騒音や荒天時に、釦操作等により放送内容が聞き取りやすくなるような(音声明瞭化機能)配慮がなされていること」とありますが、周囲の騒音やゲリラ豪雨・強風などの局地的な荒天を、放送操作を行う職員様が全て把握して調整することは極めて困難ため、弊社では釦操作を行うことなく、最新技術のDNN方式(深層学習音声合成方式)で常時明瞭化された音声で放送が可能な高品質の音声合成機能及び低ノイズのマイク音声及びイコライジング機能で調整した放送を実現するシステムとなっております。本仕様にてお認めいただきますようお願いいたします。</p>	<p>DNN方式(深層学習音声合成方式)で、音声を滑らかにするだけで無く、周囲の雑音や荒天時に放送内容が聞き取りやすい音となる音声明瞭化機能が組み込まれていれば構いません。</p>
<p>15. 特記仕様書 P2-6 第2編 第3章 機器仕様 第1 11 AM/FM ラジオ</p> <p>「操作卓内に AM/FM ラジオを具備していること」とありますが、各メーカーで装置構成は異なるため、ご要求の機能仕様を満足することを条件に、各メーカーの装置構成による装置納入をお認め願います。</p>	<p>運用上に支障がなければ、各メーカーの装置構成による装置納入でも構いません。</p>

<p>16. 特記仕様書 P2-6 第2編 第3章 機器仕様 第1 13 自動通信記録装置 (1) 機能 エ</p> <p>「印字は、任意に設定した時刻に、自動的に印字ができること」についてですが、現在は、中国総合通信局に対して日々の通信記録の出力及び提出や結果報告が求められていないため、当社の装置は任意に設定した時間設定による出力機能を保有しておりません。手動で任意に紙出力又はデータによる出力や画面での確認は可能になりますのでこの仕様による納入をお認め下さい。</p>	<p>紙出力について、構いません。</p>
<p>17. 特記仕様書 P2-9 第2編 第3章 機器仕様 第4 放送連携サーバ(RAIDENBOX) 3 構成 (1) 放送連携サーバ</p> <p>ご要求の機能を満足することを条件に各メーカーの標準サーバによる納入をお認め下さい。</p>	<p>特記仕様書のとおりです。</p>
<p>18. 特記仕様書 P2-9 第2編 第3章 機器仕様 第5 無線送受信装置 (1)機能(2)</p> <p>特記仕様書 P3-2 第3編 第3章 機器仕様 第1 無線送受信装置(アプローチ波用) 1 機能(2)</p> <p>特記仕様書 P3-3 第3編 第3章 機器仕様 第1 無線送受信装置(サービス波用) 1 機能(2)</p> <p>「固定減衰器の挿入による送信出力の変更は不可とする」とありますが、電波法では送信出力変更固定減衰器の挿入による送信出力変更対応を認められています。また、各メーカーによって装置構成や設定方法は異なるため、送信出力変更対応の方法として固定減衰器の挿入をお認め願います。無線局免許申請時に提出する無線局申請用工事設計書を添付しますのでご確認をお願いします。</p> <p>なお、当社納入機器は送信側のみに固定</p>	<p>無線送受信装置の送信出力を変更時に、容易に設定ができる方法であれば構いません。</p> <p>ただし、無線送受信装置の受信系統に固定減衰器の挿入による受信入力電圧の低下等による影響がないことを必須の条件とします。</p>

<p>減衰器挿入のため、固定減衰器の挿入に伴う送信出力の調整に関する中国総合通信局との協議は不要です。</p>	
<p>19. 特記仕様書 P2-10 第2編 第3章 機器仕様 第5 無線送受信装置 1 機能 (4)</p> <p>「本装置に備付けの操作器等により、容易に各種設定、受信感度(RSSI 及び BER)の確認、装置情報の表示、障害情報表示等の保守操作が行えること。」とありますが、弊社のシステムは備付けではなく、専用装置による機能実現になります。各メーカーによって機能の実現方法は異なるため本内容による納入をお認め下さい。</p>	<p>保守性及び緊急時の対応を考慮し、無線送受信装置本体、本装置に備付けの操作器等により機能実現ができれば構いません。</p>
<p>20. 特記仕様書 P2-15 第2編 第3章 機器仕様 第13 高機能型遠隔制御装置(文字情報入力端末装置) 1 機能 (3)</p> <p>「ソフトウェアキーには、誤操作防止のため操作ロック機能を有すること。」とありますが、弊社システムは操作ロック機能ではなく、ログイン/ログアウト機能で誤操作を防止する仕組みとなっております。各メーカーによって機能の実現方法は異なるため本内容による納入をお認め下さい。</p>	<p>誤操作を防止する仕組みとなっていれば構いません。</p>
<p>21. 特記仕様書 P2-18 第2編 第3章 機器仕様 第17 J-ALERT 自動起動機 3 仕様 (2)機器仕様</p> <p>P1-2 第1編 第3 適用規格等 21 Jアラート同報無線自動起動装置仕様書 総務省消防庁(最新版)に記載がありますが、当該仕様書で要求されているインターフェースを具備していればよろしいでしょうか。</p>	<p>特記仕様書の要件を満たしていれば構いません。</p>

<p>22. 特記仕様書 P4-1 第4編 第2章 第1概要 3</p> <p>「簡易中継局設備は、停電時でも72時間以上の放送ができるものであること。(5分放送55分待ち受けの条件)」とありますが、非常用発電機を使用する事で72時間以上の放送が可能であればよろしいでしょうか？</p>	<p>非常用発動発電機は、簡易中継局電源の補完用としているため、簡易中継局装置内の蓄電池(バッテリー)で72時間以上(5分放送55分待ち受けの条件)の放送ができるものとします。</p>
<p>23. 特記仕様書 P4-1 第4編 第3章 機器仕様 第1 簡易中継局装置 1 機能 (15)</p> <p>特記仕様書 P5-1 第5編 第3章 機器仕様 第1 再送信子局装置 1 機能 (18)</p> <p>特記仕様書 P6-2 第6編 第3章 機器仕様 第1 屋外拡声子局装置 (D-A型) 1 機能 (14)</p> <p>特記仕様書 P6-3 第6編 第3章 機器仕様 第2 屋外拡声子局装置 (D-C型) 1 機能 (14)</p> <p>「蓄電池は、PWL密閉型鉛電池相当品とし、超長寿命型で13年以上の使用ができること。」とありますが、蓄電池メーカーが公表している運用環境が25℃一定の状態による期待寿命年数ということによろしいでしょうか。</p>	<p>蓄電池(バッテリー)メーカーの製品期待寿命年数で13年以上を満たしていれば構いません。</p>
<p>24. 特記仕様書 P4-4 第4編 第3章 機器仕様 第4 外部接続箱 (D-B型) 2 仕様</p> <p>特記仕様書 P5-4 第5編 第3章 機器仕様 第4 外部接続箱 (D-B型) 2 仕様</p> <p>特記仕様書 P6-5 第6編 第3章 機器仕様 第5 外部接続箱 (D-A型) 2 仕様</p> <p>特記仕様書 P6-6 第6編 第3章 機器仕様 第5 外部接続箱 (D-B型) 2 仕様</p> <p>「自動復帰型ブレーカとの筐体共用は不可とする」とありますが、当社納入機器は外部接続箱に自動復帰型ブレーカ</p>	<p>既設屋外拡声子局は、これまで落雷等によるシステムへの影響を多く受けていることから、筐体共用による装置故障のリスクを低減させるため、「外部接続箱」と「自動復帰ブレーカ」は、別筐体とします。</p>

<p>及び避雷器を実装しております。各メーカーで装置構成は異なるため、ご要求の機能仕様を満足することを条件に、各メーカーの装置構成による装置納入をお認め願います。</p>	
<p>25. 特記仕様書 P4-4 第4編 第3章 機器仕様 第5 自動復帰型ブレーカ 2 その他(2)</p> <p>特記仕様書 P5-5 第5編 第3章 機器仕様 第5 自動復帰型ブレーカ 2 その他(2)</p> <p>特記仕様書 P6-6 第5編 第3章 機器仕様 第5 自動復帰型ブレーカ (A型) 2 その他(2)</p> <p>「外部接続箱との筐体共用は不可とする」とありますが、当社納入機器は外部接続箱に自動復帰型ブレーカ及び避雷器を実装しております。各メーカーで装置構成は異なるため、ご要求の機能仕様を満足することを条件に、各メーカーの装置構成による装置納入をお認め願います。</p>	<p>既設屋外拡声子局は、これまで落雷等によるシステムへの影響を多く受けていることから、筐体共用による装置故障のリスクを低減させるため、「外部接続箱」と「自動復帰ブレーカ」は、別筐体とします。</p>
<p>26. 大竹市役所ほか、工事箇所（建築物）の設計図書やアスベスト調査結果はご提供いただけますでしょうか。調査未実施の場合、調査および除去に関する費用は設計変更の対象となると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>工事箇所の設計図書については、契約後に貸与可能です。</p> <p>アスベストの調査・除去については、本工事では建屋の解体工事が無いため、不要と考えています。契約後、現地調査時にアスベストの使用が確認された場合、変更協議します。</p>
<p>27. 第2編 親局設備 第3章 第1 操作卓</p> <p>「既設 16QAM 方式デジタルとの併用運用中にも、動作（既設親局装置、既設中継局、簡易中継局、再送信子局、アンサーバック子局の監視・制御）ができ、運用に支障がないこと。」とあります。また、1 操作部（2）に「全ての制御を集中制御ができる」とあるので、障害等発生の際に早期対応するために、ワンオ</p>	<p>新旧システムの平行運用時においても、一元的な運用（ワンオペレーション）で緊急一括、一括、グループ、個別呼出し及び監視、制御ができれば構いません。また、運用についての詳細は、別途協議します。</p>

<p>ペレーションでの監視ならびに制御が必須である。という理解でよいでしょうか。</p>	
<p>28. 第2編 親局設備 第3章 第5及び第3編 中継局設備 第3章 第1、2</p> <p>無線送受信装置について「固定減衰器の挿入による送信出力の変更は、不可とする」とあります。送信出力の変更は、固定減衰器を使用せず、無線機の設定で行えることが必須である。という理解でよいでしょうか。</p>	<p>無線送受信装置の送信出力を変更時に、容易に設定ができる方法であれば構いません。</p> <p>ただし、無線送受信装置の受信系統に固定減衰器の挿入による受信入力電圧の低下等による影響がないことを必須の条件とします。</p>
<p>29. 特記仕様書 第2編 第2章</p> <p>既設 16QAM デジタル方式を QPSK 方式に更新し、一元的な運用管理（ワンオペレーション）が可能なシステムとして整備する。</p> <p>本記載は、更新完了後の最終的な運用形態として、新システムによりワンオペレーションを実現することを目標としているものと理解しております。その前提として、更新途上または新旧システムの併用運用期間に限定し、既設操作卓と J-ALERT を接続している既存のインタフェースを活用することにより、新操作卓側からの操作を含めたワンオペレーションを段階的に実現する構成を採用することはお認めいただけますでしょうか。</p> <p>なお、本方式は既設システムの詳細を熟知した特定の既設業者に依存するものではなく同等の技術力および実績を有する事業者であれば対応可能な方式であり、競争性・公平性を阻害しない提案であると考えております。本理解および上記のような構成による提案が可能か、ご教示ください。</p>	<p>認めます。ただし、新旧システムの平行運用時においても、一元的な運用（ワンオペレーション）で緊急一括、一括、グループ、個別呼出し及び監視、制御ができることを条件とします。運用についての詳細は、別途協議します。</p>

<p>30. 数量明細表と図面中に記載の機器の数量の合計が合致していません。数量明細表と図面の数量のどちらが正しいのですか。</p>	<p>数量明細表の数量が正しいです。図面については、修正します。修正版の図面は、市ホームページの仕様書等掲載ページに掲載しますのでご確認ください。</p>
--	---

以上